



海老名市告示第2号

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに海老名市に意見書を提出することができる。

令和8年1月7日

海老名市長 内 野



1 都市計画の種類

海老名都市計画汚物処理・ごみ焼却場 第1号高座清掃施設組合清掃処理場

2 都市計画を定める土地の区域

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

なし

ウ 変更する部分

海老名市本郷字新宿及び字下谷津地内

3 都市計画の案の縦覧場所

海老名市役所まちづくり部都市計画課

4 縦覧期間

令和8年1月7日から同月21日まで



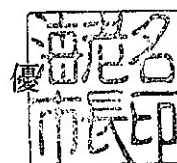
海老名市告示第3号

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに海老名市に意見書を提出することができる。

令和8年1月7日

海老名市長 内 野



1 都市計画の種類

海老名都市計画地区計画 海老名市役所周辺地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

なし

ウ 変更する部分

海老名市中央四丁目地内

3 都市計画の案の縦覧場所

海老名市役所まちづくり部都市計画課

4 縦覧期間

令和8年1月7日から同月21日まで